

令和 7 年 1 月 24 日

長 崎 県 水 産 部

くろまぐろの割当量の融通について

西彼海区漁業協同組合長会から海区内の割当量の融通について協議が調った旨の報告がありましたので、長崎県資源管理方針別紙 1－1 第 4 及び同別紙 1－2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」について（令和 6 年 12 月 27 日変更）（以下、「県計画」という）第 3 の 6 の規定に基づき、その内容を公表します。

<融通前>

県計画第 3 の 2 の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南海区の小型魚割当量	2.892 トン	0.356 トン	3.248 トン

県計画第 3 の 2 の②に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南海区の大型魚割当量	0.422 トン	1.138 トン	1.560 トン

<融通後>

県計画第 3 の 2 の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南海区の小型魚割当量	2.792 トン	0.456 トン	3.248 トン

県計画第 3 の 2 の②に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南海区の大型魚割当量	0.100 トン	1.460 トン	1.560 トン